

液化石油ガス製造事業所長 様

(一社) 山口県LPガス協会

会長 福田 誠 (印略)

開放検査時における安全確保の徹底について (お願い)

平成 26 年 10 月 12 日 (日) 18 時頃、千葉県市川市のLPガスオートガススタンドで発生した爆発火災事故の概要は下記のとおりですが、その事故の原因については千葉県から別紙のとおり発出されましたのでお知らせします。

この事故の発生状況を見ますと、古くて新しい事故であることが伺えますし、その発生原因からは、認識と行動の基本原則の厳守が再認識されるところです。

つきましては、液化石油ガス製造施設の定期自主検査時には、保安統括者 (保安監督者) の下、法令、規則、規程に従って安全確保に万全を期されますことをお願い申し上げます。

記

- 1 発生日時 平成 26 年 10 月 12 日 (日) 18 時 09 分 (消防覚知)
- 2 発生場所 千葉県市川市国分 6 丁目 21 番 19 号のオートガススタンド
- 3 発生状況

当該事業所に埋設されている液化石油ガス貯槽の開放検査を実施するため、貯槽内の残液を回収し残ガスを燃焼処理した後、貯槽の水張り作業を行って貯槽のマンホールを開けようとしたところ、爆発が起きた。

この爆発事故の人的被害は重傷者 3 名、軽傷 2 名であった。



別紙

事故発生の直接原因

開放検査に係る業務を受託した検査会社の作業責任者が、水置換で行っていた貯槽内の残ガス処理を途中から窒素ガス置換に切り替えようと考え、その準備のために貯槽内圧を下げようと残ガスを大気放出していた。

一方で、作業責任者の指示を受けた他の作業員が貯槽マンホールのボルト取りはずし作業を行っていたが、その際使用した電動インパクトレンチが防爆構造ではなかったため、大気放出により滞留していた液化石油ガス又は貯槽マンホールとフランジのすき間から漏れ出た液化石油ガスに引火し、爆発火災となったと推定される。

(参考) 事故発生につながった間接的要因

- (1) 作業責任者が、規定類にない「残ガス置換方法の途中切り替え」を実施しようとした。
- (2) 作業責任者以外の作業員は、「残ガス置換方式の途中切り替え」を行うことについて作業責任者から知らされていなかったため、水注入作業を止めたことで貯槽内のガス置換が完了したものと勘違いした。
- (3) スタンド常設のガス漏えい検知警報設備は、開放検査準備作業のために事故当日の朝から電源を切る必要があったため、検査会社は携帯型ガス検知器を持ち込んでいたが、あまり活用していなかった。
- (4) 防爆構造ではない電動インパクトレンチを持ち込み使用する際、液化石油ガスが滞留していないかの安全確認を十分行っていなかった。
- (5) 液化石油ガススタンドの保安監督者は、委託先の検査会社に対して十分な監督体制をとっていなかった。